

ヘルパー業務におけるご利用者様、ご家族様へのお願い ハラスメントについて

弊社の理念であります「ご利用者第一主義」と「最大多数の最大幸福」実現のために、ご利用者様の自立した生活とスタッフの平穏な職場環境の合致点を模索しております。その弊害として近年多発する「ハラスメント（理不尽で著しい迷惑行為）」に対してご理解いただき円滑なサービスがご提供できるよう、禁止事項を例示いたしました。

介護現場で多いハラスメント

身体的暴力

暴力などにより身体的な危害を加える行為

- 物を投げつける
- たたく
- 手を払いのける
- 蹴る



精神的暴力

言葉や行動により精神的に傷つける行為

- 怒鳴る
- 威圧的な態度
- 過度な要求（料理や掃除など）



セクシャルハラスメント

性的発言や接触など、性的いやがらせ行為

- 必要もなく体を触る
- 性的な話をする
- ノード写真を見せる



その他迷惑行為

カスタマー（顧客）ハラスメントなど

- タバコ（電子タバコ含む）による受動喫煙
- 「仕事を与えている」などの暴言
- 個人の電話番号を聞く

ハラスメント対応

病気などの症状によるハラスメントの場合、医療機関に連絡いたします。

事業所内で対応が難しい場合、ケアマネジャーや地域包括支援センター、行政、警察などに連絡し、通報いたします。

ハラスメント行為が確認された場合は、サービスを直ちに中止し、ご契約を解除させていただきます。

住み慣れたご自宅で安心して生活していただくために、できることは行っていただき、できない部分を支援していく介護サービスを目標にしています。